

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条及び第110条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の規定に違反して無線設備を運用した者は、1年以下の懲役又は に処する。

A

- 1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所
- 2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所
- 3 無線設備の設置場所
- 4 無線設備の設置場所

B

- 50万円以下の罰金
- 100万円以下の罰金
- 100万円以下の罰金
- 50万円以下の罰金

[3] 周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。

[4] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の **A** からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の **B** に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 **B** の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A	B
1 特性周波数の基準周波数	0.1パーセント
2 特性周波数の基準周波数	0.5パーセント
3 特性周波数の割当周波数	0.1パーセント
4 特性周波数の割当周波数	0.5パーセント

[5] 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すものがないこと。
- 2 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 3 満足な指向特性が得られること。
- 4 整合が十分であること。

[6] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）に選任された主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、 **A** に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次のとおりとする。
- (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)の計画を立案し、実施すること。
 - (2) **B** を行い、又はその監督を行うこと。
 - (3) 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
 - (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し **C** に対して意見を述べること。
 - (5) その他無線局の **A** に関し必要と認められる事項

A	B	C
1 無線設備の管理	電波法に規定する申請又は届出	免許人
2 無線設備の操作の監督	無線設備の機器の点検若しくは保守	免許人
3 無線設備の管理	無線設備の機器の点検若しくは保守	総務大臣
4 無線設備の操作の監督	電波法に規定する申請又は届出	総務大臣

[7] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	受信を不可能とするような混信	遭難通信
2 重要無線通信を行う無線局	受信を不可能とするような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信

[8] 無線局（登録局を除く。）の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

[9] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が①の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命ずることができる。

A	B	C
1 偏差及び幅	高調波の強度等	臨時に
2 偏差及び幅	空中線電力の偏差等	3箇月以内の期間を定めて
3 偏差	高調波の強度等	3箇月以内の期間を定めて
4 偏差	空中線電力の偏差等	臨時に

[10] 総務大臣が無線従事者の免許を取り消すことができる場合に関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 無線従事者が不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 3 無線従事者が著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 4 無線従事者が正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。

[11] 無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

[12] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許が効力を失ったときに免許人であった者が執るべき措置について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく B の撤去その他の総務省令で定める C を講じなければならない。

A	B	C
1 速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信装置	電波の発射を防止するために必要な措置
2 速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	空中線	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置
3 1箇月以内にその免許状を返納	空中線	電波の発射を防止するために必要な措置
4 1箇月以内にその免許状を返納	送信装置	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置